

# 広告物景観形成地区の指定

令和7年3月25日  
告示第114号

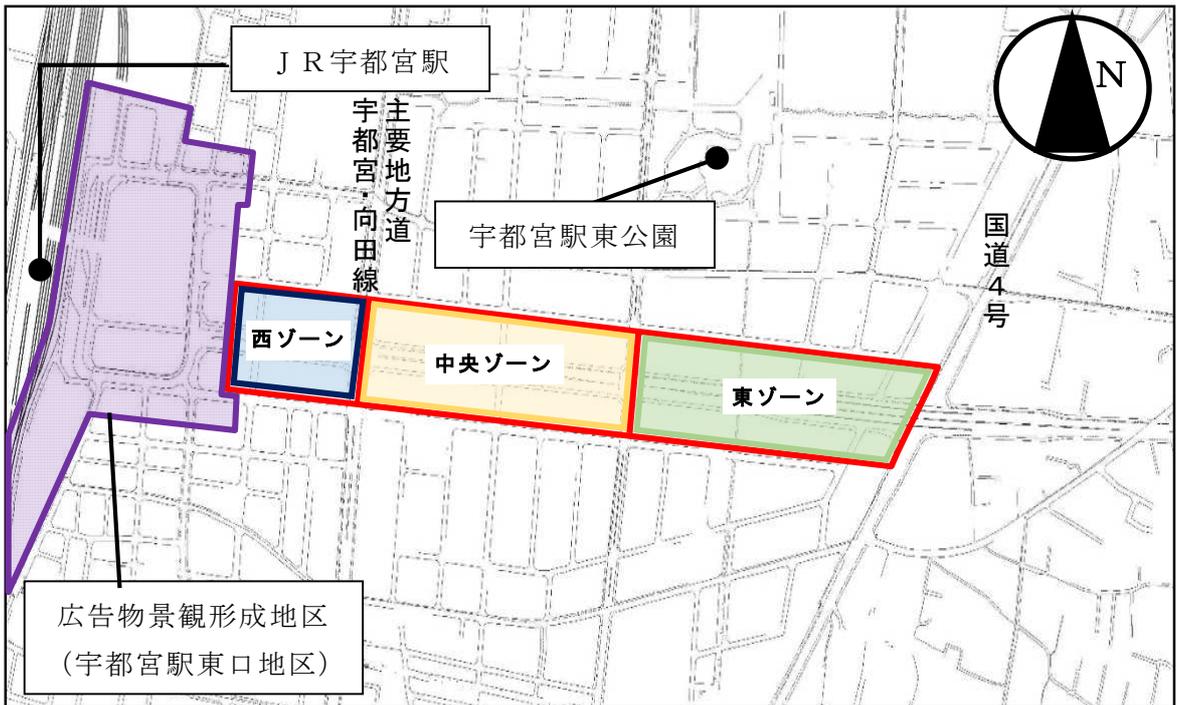
宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号）第3条の2第1項の規定により、広告物景観形成地区を指定し、及び同条第2項の規定により当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準を定めたので、同条例第12条の規定により、次のとおり告示し、令和7年4月1日から適用する。

1 広告物景観形成地区の名称

鬼怒通り駅東地区

2 広告物景観形成地区の対象区域

東宿郷1丁目から6丁目の各一部であって、下図に示す区域（約12ha）



凡 例

	対象区域
	西ゾーン
	中央ゾーン
	東ゾーン

## 広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準

### (1) 基本方針

鬼怒通り駅東地区は、商業や業務、住宅などの中高層の建築物が立ち並びまちなみが形成された中に、本市が目指すネットワーク型コンパクトシティの基軸となるライトラインが走行することで、新たなまちなみが形成されている。

新たなまちの魅力となるライトラインと沿線のまちなみが調和し、本市の顔となる通りとしての風格を持ち、賑わいや潤いを感じる都心景観を形成するため、当該地区を宇都宮市屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」に指定するものである。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は、次のとおりとする。

#### ア 基本目標

宇都宮の顔となる通りとしての風格を持ち、昼も夜も楽しめる広告景観の形成を図る。

#### イ 基本的考え方

本地区は、宇都宮市の玄関口であるＪＲ宇都宮駅につながる通りであることから、地区のまちなみに相応しい景観を創出するため、形状や面積、色彩などについて、周辺環境と調和するような適切な誘導を図ることで、ライトラインが走行する沿道としての風格のある景観を創出する。

### (2) 基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は、別表に定める基準によるものとする。

### (3) 経過措置

この基本方針及び基準の施行の際、現に鬼怒通り駅東地区において宇都宮市屋外広告物条例の規定により表示し、又は設置している屋外広告物については、これらを変更し、又は改造するときまでは、当該基本方針及び基準にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。